

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月三十日

佐賀県知事 古 川 康

#### 佐賀県条例第二十四号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十九年佐賀県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「（ぐれん隊行為等）」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十条を第十三条とする。

第九条の見出しを削り、同条第一項中「から前条まで」を「又は第四条から第九条まで」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「から前条まで」を「又は第四条から第九条まで」に、「十五万円」を「五十万円」に改め、同条を第十二条とし、同条の前に次の二条を加える。

（嫌がらせ行為の禁止）

**第十条** 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行つてはならない。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。  
八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

(罰則)

第十一条 第三条又は前条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 常習として第三条又は前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八条を第九条とし、第三条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

(卑わいな行為の禁止)

第三条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

一 衣服その他身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から又は直接人の身体に触れること。

二 衣服等で覆われている人の下着又は人の身体をのぞき見し、又は写真機、ビデオカメラ、携帯電話その他の機器（以下「写真機等」という。）を使用して撮影すること。

三 前二号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、正当な理由がないのに、公衆が利用することができる浴場、便所、更衣室その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所において、当該状態にいる人の姿態を写真機等を使用して撮影してはならない。

附 則

この条例は、平成二十二年七月二十日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(粗暴行為の禁止)</p> <p>第二条 略</p> <p>第三条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 衣服その他身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から又は直接人の身体に触れること。</p> <p>二 衣服等で覆われている人の下着又は人の身体をのぞき見し、又は写真機、ビデオカメラ、携帯電話その他の機器（以下「写真機等」という。）を使用して撮影すること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。</p> <p>2 何人も、正当な理由がないのに、公衆が利用することができる浴場、便所、更衣室その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいる場所において、当該状態にいる人の姿態を写真機等を使用して撮影してはならない。</p> <p>第四条～第九条 略</p>	<p>(粗暴行為（ぐれん隊行為等）の禁止)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 何人も、婦女に対し、公共の場所又は公共の乗物において、婦女を著しくしゅう恥させ、又は婦女に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>第三条～第八条 略</p>

改正後	改正前
<p>(嫌がらせ行為の禁止)</p> <p>第十条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行つてはならない。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。</p> <p>一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。</p> <p>二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>三 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。</p> <p>四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。</p> <p>五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。</p> <p>六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画そ</p>	

改正後	改正前
<p>他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。</p> <p>(罰則)</p> <p>第十一条 第三条又は前条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として第三条又は前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十二条 第二条又は第四条から第九条までの規定のいずれかに違反した者は、五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p> <p>2 常習として第二条又は第四条から第九条までの規定のいずれかに違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十三条 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第九条 第二条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、五万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p> <p>2 常習として第二条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、六月以下の懲役又は十五万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十条 略</p>